

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：令和5年2月13日（令和5年（行情）諮問第188号）

答申日：令和6年3月27日（令和5年度（行情）答申第869号）

事件名：デジタル産業の創出に向けた研究会報告書の取りまとめのために行われた会議に関する文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、別紙の3に掲げる文書を特定し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をするべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年8月19日付け20220620公開経第4号により経済産業大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

原処分は、違法かつ不当である。まず、令和4年9月27日（火）閲覧時、商務情報政策局局員は突然欠席し、他の2人の男性職員が対応されたが、閲覧時、商務情報政策局局員が突然欠席した理由及び出席予定であった局員の氏名を明確にしていきたい。

この研究会の必要性を検討した書面も開示していきたい。さらに、発表者の選定及び発表者とのやりとりに関する書面も開示していきたい。

よって、原処分を取り消すべきであるとの決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

(1) 審査請求人は、令和4年6月15日付けで、法4条1項の規定に基づき、処分庁に対し、本件請求文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は、同月20日付けでこれを受け付けた。

(2) 本件開示請求に対し、処分庁は、法10条2項の規定に基づき開示決定等の期限の延長をして、本件対象文書を特定し、令和4年8月19日

付け20220620公開経第4号をもって、文書1から文書6までについては法9条1項の規定に基づき全部を開示する決定を行い、文書7については経済産業省で保有していないため並びに文書8及び文書9については全部が開示情報に該当するため法9条2項の規定に基づき不開示とする原処分を行った。

- (3) 原処分に対し、開示請求者である審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。）4条1号の規定に基づき、令和4年11月14日付けで、諮問庁に対し、原処分を取り消し、請求対象文書を追加で特定して開示することを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 本件審査請求を受け、諮問庁において、原処分の妥当性につき改めて慎重に精査したところ、本件審査請求には理由がないと認められたため、諮問庁による裁決で本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 審査請求に係る行政文書

処分庁は、本件開示請求を受け、本件請求文書に該当するものとして、別紙の2に掲げる行政文書を本件対象文書として特定した。

3 原処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、本件対象文書を請求対象文書と特定し、文書1から文書6までについては法9条1項の規定に基づき全部を開示する決定を行い、文書7については経済産業省で保有していないため並びに文書8及び文書9については全部が開示情報に該当するため法9条2項の規定に基づき不開示とする原処分を行った。

4 審査請求人の主張についての検討

- (1) 審査請求人は、処分庁が、本件対象文書を特定して開示決定等した原処分を取り消し、請求対象文書を改めて特定して開示することを求めているので、以下、経済産業省での本件対象文書以外の請求対象文書の保有の有無等について、具体的に検討する。

(2) 商務情報政策職員の欠席理由及び氏名について

審査請求人は、審査請求書で、令和4年9月27日（火）の当省情報公開窓口での閲覧による本件開示決定文書の開示実施時に、原処分に係る担当部署の職員が同席をしなかった理由及び同席予定であった職員の氏名を開示することを求めているが、当該情報は本件開示請求とは全く異なる情報であり、本件開示請求の請求対象文書には該当しない。

(3) その他の追加請求対象文書の保有の有無

審査請求人は、審査請求書において、①デジタル産業の創出に向けた研究会の必要性を検討した文書、②当該研究会での発表者の選定及び発表者とのやりとりに関する文書を改めて請求対象文書と特定して開示す

ることを求めているものと解される。

そこで、本件審査請求を受けて、改めて、①及び②の文書について確認したところ、①と②の文書は共に本件開示請求の対象文書であり、①と②の文書は共に文書1が部分的に請求対象文書に該当し、原処分で開示済みである。それ以外の請求対象文書は当時の経済産業省文書管理規則により保存期間1年未満の文書であり、本件開示請求時点においては既に廃棄済みであるため、経済産業省では当該文書を保有していない。

(4) また、本件審査請求を受けて、改めて経済産業省の担当部署の書架、書庫及び共有フォルダ等を探索したものの、本件対象文書以外の請求対象文書の存在を確認することはできなかった。

(5) したがって、経済産業省では、本件対象文書以外の請求対象文書を保有していないため、本件対象文書を請求対象文書と特定した原処分は妥当である。

5 結論

以上により、本件審査請求については何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| ① | 令和5年2月13日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 令和6年3月8日 | 審議 |
| ④ | 同月19日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

審査請求人は、本件対象文書の再特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

当審査会事務局職員をして経済産業省のウェブサイトを確認させたところ、「令和2年度情報サービス産業力強化調査事業（デジタルトランスフォーメーションの加速による情報サービス産業の業界構造変革等に関する調査）（以下「本件研究事業」という。）成果報告書」が掲載されており、当該成果報告書には、本件研究事業の取組の一環として、デジタル産業の創出に向けた研究会（以下「本件研究会」という。）が開催された旨の記載があることが認められる。この点について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、本件研究会は、本件研究事業の中で行われた

会議であるとのことであった。そうすると、本件開示請求文言に照らし、本件研究事業成果報告書は、本件請求文書に該当する文書と認められる。

したがって、経済産業省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書として、少なくとも別紙の3に掲げる文書を保有していると認められることから、これを特定して、改めて開示決定等をすべきである。また、調査の上、本件研究事業の契約関係文書など、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、経済産業省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の3に掲げる文書を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 太田匡彦, 委員 佐藤郁美

別紙

1 本件請求文書

令和3年（2021年）8月、経済産業省より「DXレポート2. 1（DXレポート2 追補版）」が公表されているが、この報告書を取りまとめるために行われた会議・研究会・審議会等の議事録・出席者・開催日時・提出書類・報告書に関する文書。

2 本件対象文書

文書1 第1回デジタル産業の創出に向けた研究会（令和3年2月4日開催）関係資料（「第1回デジタル産業の創出に向けた研究会議事次第」，「デジタル産業の創出に向けた研究会設置趣旨」，「デジタル産業の創出に向けた研究会委員名簿」，「会議の公開・資料の取扱いについて」，「デジタル産業の創出に向けた課題の検討」（令和3年2月，経済産業省提出資料），「配布資料一覧」，「デジタル産業の創出に向けた研究会第1回議事要旨」）

文書2 第2回デジタル産業の創出に向けた研究会（令和3年3月9日開催）関係資料（「第2回デジタル産業の創出に向けた研究会議事次第」，「デジタル産業の創出に向けた研究会委員名簿」，「デジタル産業の創出に向けた課題の検討」（令和3年3月，経済産業省提出資料），「デジタル産業の創出に向けた研究会第1回議事要旨」（参考資料），「配布資料一覧」，「デジタル産業の創出に向けた研究会第2回議事要旨」）

文書3 デジタル産業の創出に向けた研究会【WG2】（令和3年2月26日開催）関係資料（「デジタル産業の創出に向けた研究会【WG2】議事次第」，「デジタル産業の創出に向けた課題の検討WG2」（令和3年2月，経済産業省提出資料））

文書4 デジタル産業の創出に向けた研究会【WG3】（令和3年3月3日開催）関係資料（「デジタル産業の創出に向けた研究会【WG3】議事次第」，「デジタル産業の創出に向けた課題の検討WG3」（令和3年3月，経済産業省提出資料））

文書5 「DXレポート2. 1（DXレポート2 追補版）（概要）」（令和3年8月31日，デジタル産業の創出に向けた研究会）

文書6 「DXレポート2. 1（DXレポート2 追補版）」（令和3年8月31日，デジタル産業の創出に向けた研究会）

文書7 第1回デジタル産業の創出に向けた研究会，第2回デジタル産業の創出に向けた研究会，デジタル産業の創出に向けた研究会【WG2】及びデジタル産業の創出に向けた研究会【WG3】の議事録

文書8 デジタル産業の創出に向けた研究会【WG2】における各法人等提

出資料（特定法人A提出資料，特定法人B提出資料，特定法人C提出資料，特定法人D提出資料，特定法人E提出資料）

文書9 デジタル産業の創出に向けた研究会【WG3】における各法人等提出資料（特定法人F提出資料，特定法人G提出資料，特定法人H提出資料，特定法人I提出資料，特定法人J提出資料，特定法人K提出資料）

3 開示決定等すべき文書

令和2年度情報サービス産業力強化調査事業（デジタルトランスフォーメーションの加速による情報サービス産業の業界構造変革等に関する調査）成果報告書